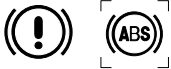
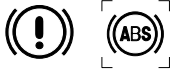


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係） (2) (1) の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項関係） ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であり、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 15 条第 2 項、細目告示第 93 条第 2 項関係） ① 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 を超えるものに限る。） 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 視認等による審査 (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 2 項関係、第 7 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、第 8 項関係） ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。 ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの	8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1 装備要件 (1) 自動車（8-16 から 8-19 ままでに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-15-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係） (2) (1) の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 2 項） ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であり、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が 4 を超えるもの (3) (1) の制動装置には、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、7-15-4 (10) ①から⑤までに掲げる自動車にあってはこの限りでない。（細目告示第 171 条第 2 項、適用関係告示第 9 条第 37 項、第 52 項関係） 8-15-2 性能要件（視認等による審査） (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。（細目告示第 171 条第 2 項関係） ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 2 項第 1 号関係） ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの ② 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がりザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ア 制動液のりザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がりザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの ③ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ④ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。	エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの ② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第171条第2項第2号関係） ③ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第171条第2項第3号関係） ④ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第2項第8号関係） ⑤ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第2項第9号関係） ⑥ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑤ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。 ⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。  【表示】 7-15-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13-S1 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-S1 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-S1 附則 21 に適合すること。 ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 7-15-2-2 (2) ①の基準 イ 7-16-2-2 (1) ①から④までの基準（7-16-2-1 (2) の基準に適合するものに限る。） ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13-S1 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13-S1 附則 13 に適合すること。	と。(細目告示第 171 条第 2 項第 10 号関係) ⑦ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。(細目告示第 171 条第 2 項第 11 号関係) ⑧ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。  【表示】

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-13-S1 附則 21 に適合すること。 ④ 指定自動車等以外の自動車にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 2 項関係) ① 指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警	(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-3 欠番 7-15-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-15-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号関係） ① 平成11年6月30日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの、軽自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。） ② 平成12年6月30日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの及び平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。） ③ 平成7年12月31日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された専ら乗用の用に供	8-15-3 欠番 8-15-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) 次に掲げる自動車については、8-15-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号関係） ① 平成11年6月30日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの、軽自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。） ② 平成12年6月30日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの及び平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。） ③ 平成7年12月31日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作された専ら乗用の用に供

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ④ 平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ⑤ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） (2) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であつて、次に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、7-15-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係） ① 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ② 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） (3) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、7-15-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係） (4) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものについては、7-15-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係） (5) 次に掲げる三輪自動車については、7-15-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 10 項関係） ① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車 ② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車（平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。） ③ 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車であつて、平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。）	する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ④ 平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ⑤ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） (2) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であつて、次に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、8-15-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係） ① 平成 11 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ② 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） (3) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、8-15-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係） (4) 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものについては、8-15-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係） (5) 次に掲げる三輪自動車については、8-15-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 10 項関係） ① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車 ② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車（平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。） ③ 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車であつて、平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。）

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
(6) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、7-15-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。 (適用関係告示第 9 条第 13 項関係)) [制動装置：細目告示別添 10 適用] (7) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-15-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項及び第 31 項、第 44 項関係) ① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車 ウ 指定自動車等以外の自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 12t を超える自動車 イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下の自動車 ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 22t を超える自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。) エ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超え 20t 以下の自動車 (第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車	(6) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、8-15-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。 (適用関係告示第 9 条第 13 項関係)) [制動装置：細目告示別添 10 適用] (7) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、第 31 項関係) ① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車 ウ 指定自動車等以外の自動車 ② 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車						
<table><tr><td>区分</td><td>製作年月日又は適用日</td><td>指定等年月日</td></tr></table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日	<table><tr><td>区分</td><td>製作年月日又は適用日</td><td>指定等年月日</td></tr></table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日					
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量 12t 超（立席を有するものを除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 12t 超（立席を有するものに限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 5t を超え 12t 以下	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 5t 以下	H29. 1. 31	H27. 8. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3. 5t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 3. 5t 以下（軽自動車を除く。）	H29. 1. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3. 5t 以下（軽自動車に限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H30. 8. 31	H26. 10. 31

〔制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）〕

(8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-15-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）

① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量 12t 超（立席を有するものを除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 12t 超（立席を有するものに限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 5t を超え 12t 以下	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 5t 以下	H29. 1. 31	H27. 8. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29. 8. 31	H26. 10. 31
	車両総重量 20t を超え 22t 以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30. 10. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3. 5t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	車両総重量 3. 5t 以下（軽自動車を除く。）	H29. 1. 31	H27. 8. 31
	車両総重量 3. 5t 以下（軽自動車に限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31
	第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H30. 8. 31	H26. 10. 31

〔制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）〕

(8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）

① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの

ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

事項に変更がない自動車

ウ 指定自動車等以外の自動車

- ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車

ア 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超え 20t 以下の自動車（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下の自動車

ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t 以下の自動車

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量 5t を超え 12t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
	貨物の運送の用に供する自動車	H30. 10. 31	H28. 10. 31
	車両総重量 8t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	R3. 10. 31	H30. 10. 31
	車両総重量 8t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
	車両総重量 8t 以下（内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。）	R5. 4. 30	R1. 10. 31

〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

事項に変更がない自動車

ウ 指定自動車等以外の自動車

- ② 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量 5t を超え 12t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
	貨物の運送の用に供する自動車	H30. 10. 31	H28. 10. 31
	車両総重量 8t を超え 20t 以下（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。）	R3. 10. 31	H30. 10. 31
	車両総重量 8t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
	車両総重量 8t 以下（内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。）	R5. 4. 30	R1. 10. 31

〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(9) 次に掲げる自動車については、7-15-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。） (10) 次に掲げる自動車については、7-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの（立席を有するものに限る。） ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2t以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。（前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。） イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 10分の3こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 エ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たすこと。 (ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上であること。 (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上であること。 (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上であること。 (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200mm以上であること。 (オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が180mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点	(9) 次に掲げる自動車については、8-15-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第48項、第49項関係） ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。） (10) 次に掲げる自動車については、8-15-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第37項、第52項関係） ① 指定自動車等以外の自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が12tを超え、かつ、車軸の数が4以上のもの（車両総重量が25t以下であり、かつ、当該自動車が製作された際のホイール径が19.5インチ以下であるものを除く。） ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの（立席を有するものに限る。） ③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2t以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。（前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。） イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 10分の3こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 エ 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たすこと。 (ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上であること。 (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上であること。 (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上であること。 (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200mm以上であること。 (オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が180mm以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2t を超え 12t 以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 ア 少なくとも 1つの前軸の両輪タイヤ及び 1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。(前軸または後軸の、いずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。) イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 ただし、全ての軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有する場合には、エに掲げる要件を満たさなくてもよい。 ア 全ての軸の両輪タイヤのうち、半数以上の軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。 イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 エ 次に掲げる 6 項目のうち 4 項目以上を満たすこと。 (ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。 (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。 (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 25° 以上であること。 (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 300mm 以上であること。	を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2t を超え 12t 以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 ア 少なくとも 1つの前軸の両輪タイヤ及び 1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。(前軸又は後軸の、いずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。) イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 ただし、全ての軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有する場合には、エに掲げる要件を満たさなくてもよい。 ア 全ての軸の両輪タイヤのうち、半数以上の軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。 イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 エ 次に掲げる 6 項目のうち 4 項目以上を満たすこと。 (ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。 (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。 (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 25° 以上であること。 (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 300mm 以上であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(カ) 自動車の前軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (11) 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、7-15-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第60項関係） ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの (12) 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が12tを超えるもの（車軸の数が4のものであって、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、7-15-16（従前規定の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第9条第62項及び第63項関係） ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行	(カ) 自動車の前軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (11) 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、7-15-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第60項関係） ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
日が令和10年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年8月31日以前のもの 7-15-5 従前規定の適用① ①から⑤までに掲げる自動車については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号関係) ① 平成11年6月30日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの、軽自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ② 平成12年6月30日以前に製作された軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの及び平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ③ 平成7年12月31日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。) ④ 平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ⑤ 平成12年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) 7-15-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車であつて、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人のものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第6号関係) ① 車両総重量3.5t以下の被牽引自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) ② 車両総重量が3.5tを超える被牽引自動車であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。) 7-15-6-1 装備要件 7-15-7-1に同じ。 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 視認等による審査	8-15-5 従前規定の適用① 7-15-5の規定を適用する。 8-15-6 従前規定の適用② 7-15-6の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-15-7-2-1 に同じ。

7-15-6-2-2 書面等による審査

- (1) 制動装置は、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。
ただし、②に定める基準は、7-15-6-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。

- ① 平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」
② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」

- (2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

- ① 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が 75km/h を超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が 100km/h を超える車両総重量 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）及び最高速度が 75km/h を超える車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）にあってはア及びイ、それ以外の自動車にあってはアの計算式に適合する制動能力を有すること。

この場合において、運転者の操作力は、700N 以下とする。

ア $S_1 \leq 0.15V_1 + 0.0077V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位：m）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の左欄に掲げる自動車にあっては、同表の右欄に掲げる速度とする。）（単位：km/h）

最高速度が 60km/h を超える専ら乗用の用に供する自動車	60
最高速度が 60km/h を超える車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60
最高速度が 80km/h を超える車両総重量 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80

イ $S_2 \leq 0.15V_2 + 0.0097V_2^2$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位：m）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の 80% の速度とする。ただし、次の表の左欄に掲げる自動車にあっては、同表の右欄に掲げる速度とする。）（単位：km/h）

最高速度が 125km/h を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上であって車両総重量 5t 以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100
最高速度が 112.5km/h を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上であって車両総重量が 5t を超	90

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
	える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）				
	最高速度が 150km/h を超える車両総重量 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	120			
	最高速度が 125km/h を超える車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100			
	最高速度が 112.5km/h を超える車両総重量が 12t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90			
	牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80			
② 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。					
③ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。					
④ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、次に掲げる主制動装置にあつては、この限りでない。					
ア 車両総重量 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置					
イ 次に掲げる車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置					
(ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車					
(イ) 前軸及び後軸のそれぞれ 1 軸以上に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車					
ウ 次に掲げる車両総重量が 12t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置					
(ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車					
(イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ⑤ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては700N以下、手動式のものにあつては600N以下とする。 $S \leq 0.15V + 0.0257V^2$ この場合において、 Sは、停止距離（単位：m） Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30km/hを超える自動車にあつては、30とする。）（単位：km/h） ⑥ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、空車状態の被牽引自動車と連結した状態において、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては500N以下とする。 ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。 ⑧ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 (3) 指定自動車等（7-15に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1)①の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令71/320/EEC ② 欧州連合指令91/422/EEC ③ 欧州連合指令98/12/EEC ④ 欧州連合指令2002/78/EEC (5) FMVSS 135又はCMVSS 135のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる基準を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-7 従前規定の適用③ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用	8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係) 7-15-7-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2-1 視認等による審査 制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代がないもの ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの ② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。 なお、ブレーキ・テストを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ③ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ④ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 この場合において、「制動液の液量が容易に確認できる構造」とは、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるものをいい、次に掲げるもの	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
はこれに適合するものとする。 ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの ⑤ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ⑥ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあっては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア 電源投入時に警告を発しないもの イ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの 7-15-7-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。 ただし、②に定める基準は、7-15-7-2-2 (2) ⑦に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 ① 平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 ② 平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」 (2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が75km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が100km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）及び最高速度が75km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）にあってはア及びイ、それ以外の自動車にあってはアの計算式に適合する制動能力を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、700N以下とする。 ア $S_1 \leq 0.15V_1 + 0.0077V_1^2$ この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S_1 は、停止距離（単位：m） V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の左欄に掲げる自動車にあっては、同表の右欄に掲げる速度とする。）（単位：km/h） <table border="1" data-bbox="284 2051 780 2123"> <tr> <td>最高速度が60km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車</td><td>60</td></tr> </table>	最高速度が60km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車	60	
最高速度が60km/hを超える専ら乗用の用に供する自動車	60		

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

<table><tr><td>最高速度が60km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）</td><td>60</td></tr><tr><td>最高速度が80km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）</td><td>80</td></tr></table>	最高速度が60km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60	最高速度が80km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80									
最高速度が60km/hを超える車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	60												
最高速度が80km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	80												
イ $S_2 \leq 0.15V_2 + 0.0097V_2^2$ この場合において、 S_2は、停止距離（単位：m） V_2は、制動初速度（その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、次の表の左欄に掲げる自動車にあっては、同表の右欄に掲げる速度とする。）（単位：km/h） <table><tr><td>最高速度が125km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量5t以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）</td><td>100</td></tr><tr><td>最高速度が112.5km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量が5tを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）</td><td>90</td></tr><tr><td>最高速度が150km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）</td><td>120</td></tr><tr><td>最高速度が125km/hを超える車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）</td><td>100</td></tr><tr><td>最高速度が112.5km/hを超える車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）</td><td>90</td></tr><tr><td>牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの</td><td>80</td></tr></table>	最高速度が125km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量5t以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100	最高速度が112.5km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量が5tを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90	最高速度が150km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	120	最高速度が125km/hを超える車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100	最高速度が112.5km/hを超える車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90	牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80	
最高速度が125km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量5t以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100												
最高速度が112.5km/hを超える専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上であって車両総重量が5tを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90												
最高速度が150km/hを超える車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	120												
最高速度が125km/hを超える車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	100												
最高速度が112.5km/hを超える車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	90												
牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	80												
② 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ③ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ④ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。 ア 車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 イ 次に掲げる車両総重量が3.5tを超え12t以下													

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (4) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ウ 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (4) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ⑤ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては700N以下、手動式のものにあつては600N以下とする。 $S \leq 0.15V + 0.0257V^2$ この場合において、 Sは、停止距離（単位：m） Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30km/hを超える自動車にあつては、30とする。）（単位：km/h） ⑥ 牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては700N以下、手動式のものにあつては600N以下とする。 ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑧ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 (3) 指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-8 従前規定の適用④ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものについては、7-16-6 の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 10 項関係) ① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車 ② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車(平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。) ③ 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車であって、平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車(平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。) 7-15-9-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する制動装置であって、独立に作用する 2 系統以上のものを備えなければならない。 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 視認等による審査 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであること。 この場合において、次に掲げる要件に該当する制動装置は、この基準に適合しないものとする。 ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であつ	8-15-8 従前規定の適用④ 7-15-8 の規定を適用する。 8-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
て、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの イ ブレーキ系統の配管又は接手部から液漏れ又は空気漏れがあるもの ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの コ アからケまでに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの ② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ③ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ④ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの エ アからウまでに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けずに容易に確認できるもの ⑤ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ⑥ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
置は、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報する装置を備えたものであること。 7-15-9-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。 ただし、②に定める基準は、7-15-9-2-2 (2) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 ① 平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 ② 平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」 (2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 主制動装置は、繰り返して制動を行った後において、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ② 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合において、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ③ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。 ア 車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 イ 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）であって、車両総重量が3.5tを超え12t以下のものに備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ウ 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）であって、車両総重量が12tを超えるものに備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
④ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車に備える主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置を備えたものであること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）に備える補助制動装置は、連続して制動を行った後において、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 (3) 指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ①の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。	

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 13 項関係） 7-15-10-1 装備要件 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-10-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 視認等による審査 (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。 ② 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。 ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、	8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの ③ 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ④ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの ⑥ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ⑦ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。 7-15-10-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。 ただし、②に定める基準は、7-15-10-2-2 (3) ④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 ① 平成 19 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1490 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 ② 平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」 (3) (2) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ② 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ③ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、次に掲げる主制動装置にあっては、この限りでない。 ア 車両総重量 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 イ 次に掲げる車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 前軸及び後軸のそれぞれ 1 軸以上に動力を伝達できる構造（1 軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び 1 個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4 分の 1 こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ウ 次に掲げる車両総重量が 12t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ④ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 (4) 指定自動車等（7-15に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。 (5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2)①の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (7) 車両タイプがMPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (9) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (10) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずるもの性能を有するとし、(2) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 【制動装置：細目告示別添 10 適用】 7-15-11 従前規定の適用⑦ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係） ① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの - ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 - イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車 - ウ 指定自動車等以外の自動車	8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもの（次に掲げる自動車に限る。）のうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車 ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の車両総重量12tを超える自動車 イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の車両総重量5tを超え12t以下の自動車 ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量22tを超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。） エ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超え20t以下の自動車（第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車を除く。） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車			
区分		製作年月 日又は適用日	指定等 年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量12t超（立席を有するものを除く。）	H29.8.31	H26.10.31
	車両総重量12t超（立席を有するものに限る。）	H30.1.31	H28.1.31
	車両総重量5tを超え12t以下	H30.1.31	H28.1.31
	車両総重量5t以下	H29.1.31	H27.8.31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H29.8.31	H26.10.31
	車両総重量20tを超え22t以下（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30.10.31	H27.8.31
	車両総重量3.5tを超え20t以下（第五輪荷重を有する車両総重量13tを超える牽引自動車を除く。）	H30.1.31	H28.1.31
	車両総重量3.5t	H29.1.31	H27.8.31

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第 8 章 新規検査、予備検査、又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)				
		以下（軽自動車を除く。）							
		車両総重量 3.5t 以下（軽自動車に限る。）	H30. 1. 31	H28. 1. 31					
		第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車	H30. 8. 31	H26. 10. 31					
7-15-11-1 装備要件 自動車（7-16 から 7-19 までは規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-11-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。									
7-15-11-2 性能要件									
7-15-11-2-1 視認等による審査									
(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。									
(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。									
① 独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。									
② 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。									
ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの									
イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの									
ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの									
エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの									
オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの									
カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの									
キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの									
ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの									
ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの									

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの ③ 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。 なお、ブレーキ・テストを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。 ④ 主制動装置は、全ての車輪を制動すること。 この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。 ⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの ⑥ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ⑦ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。 7-15-11-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次の①及び②に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置であって、7-15-11-2-1 (2) ①から⑥までに定める基準及び 7-16-10-2-1 (2) ③及び④に定める基準に適合するのは、7-16-4 (6) から (9) に掲げる適用関係の整理に応じて適用する規定のうち、「書面等による審査」に定める基準又は 7-16-2-2 の基準に適合するものであってもよい。 また、②に定める基準は、(3) ④に規定する自動車以外	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
の自動車に備える制動装置には適用しない。 ① 平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 ② 平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」 (3)(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ② 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ③ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、次に掲げる主制動装置にあつては、この限りでない。 ア 車両総重量3.5t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置 イ 次に掲げる車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ウ 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置 (ア) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車 (イ) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車 ④ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。 ⑤ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が10tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 (4) 指定自動車等(7-15に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。 (5) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2)①の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験(積載状態のみ) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ) ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (9) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (10) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②の基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 33 項、第 34 項、第 35 項、第 36 項、第 44 項関係） ① 同表の区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車のうち次に掲げるもの ア 同区分の「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 同区分の「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車 ウ 指定自動車等以外の自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののうち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない次に掲げる自動車 ア 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超え 20t 以下の自動車（第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。） イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の車両総重量 5t を超え 12t 以下の自動車 ウ 貨物の運送の用に供する車両総重量 8t 以下の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「適用日」以前のもののう	8-15-12 従前規定の適用⑧ 7-15-12 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ち、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車

区分		製作年月 日又は適 用日	指定等年 月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	車両総重量 5t を超え 12t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 20t を超え 22t 以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30. 10. 31	H28. 10. 31
	車両総重量 8t を超え 20t 以下 (第五輪荷重を有する車両総重量 13t を超える牽引自動車を除く。)	R3. 10. 31	H30. 10. 31
	車両総重量 8t 以下	R3. 10. 31	R1. 10. 31
	車両総重量 8t 以下 (内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。)	R5. 4. 30	R1. 10. 31

7-15-12-1 装備要件

- (1) 自動車 (7-16 から 7-19 ままでに規定する自動車を除く。)
には、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-12-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。
- (2) (1) の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。

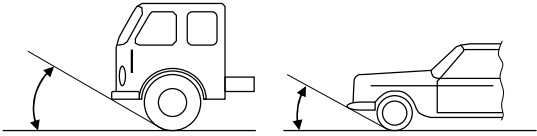
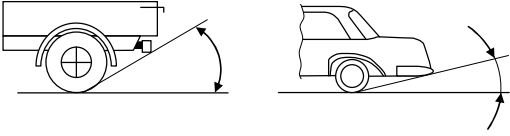
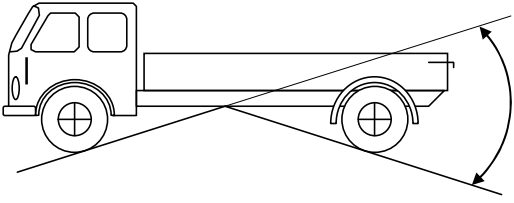
7-15-12-2 性能要件**7-15-12-2-1 視認等による審査**

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- ① 7-15-2-1 (2) ①から④の基準に適合すること。
 - ② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警

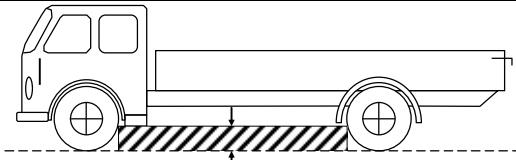
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
報する黄色警報装置を備えたものであること。 7-15-12-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-12-S2の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える自動車にあつては UN R13-12-S2 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。 ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア 7-15-2-2 (2) ①の基準 イ 7-16-2-2 (1) ①から④までの基準 (7-16-2-1 (2)の基準に適合するものに限る。) ③ 平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された車両総重量 3.5t 以下の軽自動車 (平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。)にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。 ア 7-15-2-2 (2) ①の基準 イ 7-16-13-2-2 (2)の基準 (7-16-2-1 (2)の基準に適合するものに限る。) ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれ	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
のある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等（7-15 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg（7,716 ポンド）を超え 4,536kg（10,000 ポンド）以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-15-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第48項、第49項関係) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 7-15-13-1 装備要件 7-15-1に同じ。 7-15-13-2 性能要件 7-15-13-2-1 視認等による審査 (1) 7-15-2-1 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① 7-15-2-1 (2) ①に同じ。 ② 7-15-2-1 (2) ②に同じ。 ③ 7-15-2-1 (2) ③に同じ。 ④ 7-15-2-1 (2) ④に同じ。 ⑤ 7-15-2-1 (2) ⑤に同じ。 7-15-13-2-2 書面等による審査 7-15-2-2に同じ。 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係)	【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 8-15-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第48項、第49項関係) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 8-15-13-1 装備要件 8-15-1に同じ。 8-15-13-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 8-15-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、8-16の基準に適合するものであってもよいものとする。 ① 8-15-2 (2) ①に同じ。 ② 8-15-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-15-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-15-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-15-2 (2) ⑤に同じ。 ⑥ 8-15-2 (2) ⑥に同じ。 ⑦ 8-15-2 (2) ⑦に同じ。 (3) 8-15-2 (3) に同じ。 8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14の規定を適用する。

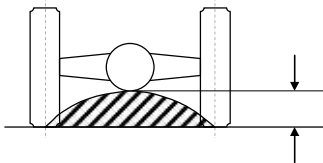
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの（立席を有するものに限る。） ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2t 以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。（前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。） イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。 ウ 10 分の 3 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。 エ 次に掲げる 6 項目のうち 5 項目以上を満たすこと。 (ア) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。 (参考図)  (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上であること。 (参考図)  (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上であること。 (参考図)  (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200mm 以上であること。 (参考図)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

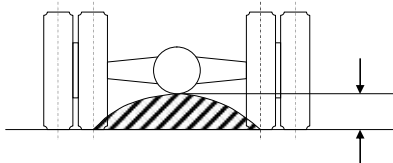
(オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(参考図)



(カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(参考図)



- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2t を超え 12t 以下のもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 少なくとも1つの前軸の両輪タイヤ及び1つの後軸の両輪タイヤに同時に動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。(前軸又は後軸のいずれか一方の動力伝達を切り離すことができるものを含む。)

イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。

ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有すること。

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ただし、全ての軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有する場合には、エに掲げる要件を満たさなくてもよい。

ア 全ての軸の両輪タイヤのうち、半数以上の軸の両輪タイヤに動力を伝達することができる動力伝達装置を有すること。

イ 前軸と後軸の間に機械式の差動固定装置を備えた差動装置を有すること。

ウ 100 分の 25 こう配の坂路を登坂する能力を有す

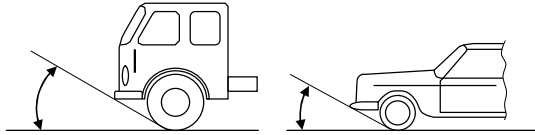
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ること。

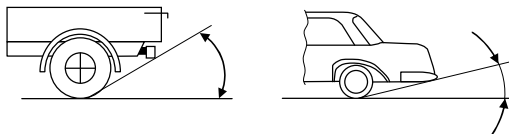
- エ 次に掲げる6項目のうち4項目以上を満たすこと
- (7) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。

(参考図)



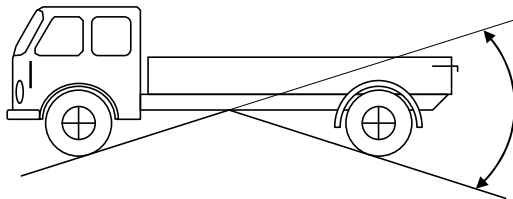
- (イ) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上であること。

(参考図)



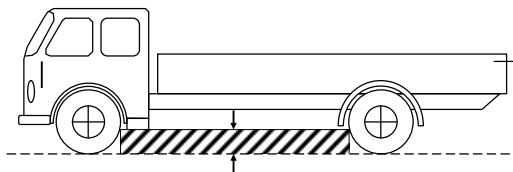
- (ウ) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 25° 以上であること。

(参考図)



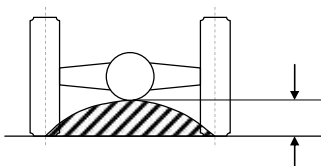
- (エ) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 300mm 以上であること

(参考図)

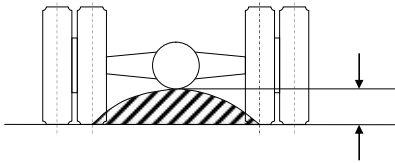


- (オ) 自動車の前軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(参考図)



- (カ) 自動車の後軸直下の最低地上高が 250mm 以上であること。この場合、軸直下の最低地上

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (参考図)  7-15-14-1 装備要件 (1) 自動車（7-16 から 7-19 までに規定する自動車を除く。） には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-14-2 の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (1) の制動装置には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上であり、かつ、車軸の数が4を超えるもの ② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超え、かつ、車軸の数が4を超えるもの 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 視認等による審査 7-15-2-1 に同じ。 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、次に掲げる自動車（7-15 に規定する自動車に限る。）の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ① ②に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-13 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-13 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-13 附則 21 に適合すること。 ② 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3) 7-15-2-2 (3) に同じ。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ②イの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの 7-15-15-1 装備要件 7-15-1 に同じ。 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1 視認等による審査 7-15-2-1 に同じ。 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) 7-15-2-2 (1) に同じ。 (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。 ① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-11-S18 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす	8-15-15 従前規定の適用⑪ 7-15-15 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。 ② 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 7-15-15-2-2 (2) ①の基準 イ 7-16-2-2 (1) ①から④までの基準 (7-16-2-1 (2) の基準に適合するものに限る。) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。) であつて車両総重量が 5t を超えるものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-11-S18 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-11-S18 附則 21 に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあつてはこの限りでない。 ④ 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (3) 7-15-2-2 (3) に同じ。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
が4のものであって、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第62項及び第63項関係) ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年8月31日以前のもの 7-15-16-1 装備要件 (1) 自動車(7-16から7-19までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-15-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 (2) (1)の制動装置には、走行中の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えること。 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1 視認等による審査 7-15-2-1に同じ。 7-15-16-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ① ②に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-12-S2の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S2 附則13に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあつては、UN R13-12-S2 附則21に適合すること。 ② 指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通	

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。 (2) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 2 項関係) ① 指定自動車等 (7-15 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 (3) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②アの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 91/422/EEC ③ 欧州連合指令 98/12/EEC ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (4) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (5) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg（10,000 ポンド）を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (8) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(1) ②イの基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC	